

中小企業信用保険法第2条第5項第5号(イ)-②の規定に基づく認定について

1 中小企業信用保険法第2条第5項第5号の認定について

この認定は、（全国的に）業況の悪化している業種に属する中小企業者を支援するための措置です。

2 認定の要件

以下のいずれも満たすこと。

ア 2つ以上の細分類業種に属する事業を行っている者（兼業者）で、どの業種が主たる業種であるのか確認でき、かつ当該主たる業種が指定業種であることを確認できる者。

イ 主たる業種の最近3か月間の売上高等が前年同期の売上高等に比して5%以上減少していること。

ウ 企業全体の最近3か月間の売上高等が前年同期の売上高等に比して5%以上減少していること。

※ 主たる業種とは、原則として、最近1年間の売上高等の最も大きい事業が属する業種。

※ 指定業種については、中小企業庁のホームページで御確認ください。

提出書類		備考
<input type="checkbox"/>	(1) 認定申請書（その1） (2) 認定申請書（その1）市控え (3) 認定申請書（その2） (4) 月別売上表（企業全体） (5) 月別売上表（主たる事業が属する業種）	月別売上表に記載の売上高は、必ず1円単位で決算書・確定申告書の売上高との一致を確認してください。
<input type="checkbox"/>	吹田市内事業所の所在地が確認できる書類（写し）	【法人の場合】 履歴事項全部証明書（申請日の3か月以内発行のもの） 【個人事業主の場合】 直近の確定申告書【第一表】 ※ 税務署の受付印又は受信通知が必要です。 ※ 上記で吹田市内事業所の所在地が確認できない場合は、開業届、営業許可書等が必要です。
<input type="checkbox"/>	売上高が確認できる書類（写し）	【法人の場合】 直近の確定申告書及び決算書一式 【個人事業主の場合】 直近の青色申告決算書又は収支内訳書
<input type="checkbox"/>	委任状	代理申請の場合に必要。様式をダウンロードして御使用ください。 【金融機関に委任する場合】 金融機関の押印が必要です。 【その他の場合】 従業員に委任する場合も委任状が必要です。

3 注意事項

(1) 認定書は、即日発行を原則としていますが、添付書類等に不備があった場合などには、日数を要することがありますので御了承ください。

（裏面あり）

- (2) 代理申請の場合は申請書及び必要な添付書類等にあわせて、委任状が必要です。
- (3) 申請に関わる添付書類をコピーやFAXされた場合、不鮮明なものは取扱いできない場合がありますので、御留意ください。
- (4) 認定書の交付を受けた後、本認定の有効期限内に金融機関又は信用保証協会に対して、保証の申込みを行うことが必要です。なお、本認定書は、一切の融資・保証を約束するものではありません。
- (5) 認定後、認定内容と大きく異なる事実が判明した場合、認定書が無効になる場合があります。

【お問い合わせ先】

吹田市 都市魅力部 地域経済振興室
〒564-8550
吹田市泉町1丁目3番40号
電話 06-6170-7217 (直通)

月別売上表 (企業全体)

(単位：円)

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
1月				
2月				
3月				
4月				
5月				
6月				
7月				
8月				
9月				
10月				
11月				
12月				

- ※ 数値は全て1円単位で記入してください。
- ※ 直近月までのすべての売上高の記載が必要です。

上記各項目に記載の金額は、当社の売上高と相違ありません。

令和 年 月 日

法人名又は屋号

代表者名

月別売上表
(主たる事業が属する業種)

(単位：円)

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
1月				
2月				
3月				
4月				
5月				
6月				
7月				
8月				
9月				
10月				
11月				
12月				

- ※ 数値は全て1円単位で記入してください。
- ※ 直近月までのすべての売上高の記載が必要です。

上記各項目に記載の金額は、当社の売上高と相違ありません。

令和 年 月 日

法人名又は屋号

代表者名

中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定申請書（イ-②）（その2）

令和 年 月 日

吹田市長 宛

事業所 吹田市
所在地 _____

法人名
又は屋号 _____

代表者名 _____

次の記載事項に相違ありません。

1 売上高等実績

【表1】業種別売上高等（決算時又は最近1年間の売上高等）

区分	業種（※1）（※2）（※3）	決算時又は最近1年間の売上高等	構成比
主たる業種		円	%
その他		円	%
企業全体の売上高		円	%

※1：決算時又は最近1年間の売上高等が最大の業種名（主たる業種）を記載。主たる業種は指定業種であることが必要。

※2：業種欄には、日本標準産業分類の細分類番号と細分類業種名を記載。

※3：行が足りない場合は、4行目に残りの業種について記載すること。

2 売上高等減少率

【表2】主たる業種の、最近3か月の売上高等【A】、最近3か月の前年同期の売上高等【B】及び最近3か月の企業全体の売上高等の減少率

月	主たる業種の 最近3か月間の売上高等【A】	主たる業種の 最近3か月間の前年同期の売上高等【B】
月	円	円
月	円	円
月	円	円
合計	円	円
減少率： $(B-A) \div B \times 100 =$		% \geq 5.0 %

【表3】企業全体の、最近3か月の売上高等【A】、最近3か月の前年同期の売上高等【B】及び最近3か月の企業全体の売上高等の減少率

月	企業全体の 最近3か月間の売上高等【A】	企業全体の 最近3か月間の前年同期の売上高等【B】
月	円	円
月	円	円
月	円	円
合計	円	円
減少率： $(B-A) \div B \times 100 =$		% \geq 5.0 %

※注意点

認定申請に当たっては、主たる業種に属する事業を営んでいることが疎明できる書類等（例えば、取り扱っている製品、サービス等を疎明できる書類、許認可証など）の提出が必要になる場合があります。

様式第5-(1)-②

中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定申請書（イ-②）（その1）市控え（注1）

令和 年 月 日

吹田市長 宛

事業所 吹田市
所在地 _____

法人名
又は屋号 _____

代表者名 _____

私は、 _____（注2）を営んでいるが、下記のとおり、
_____（注3）が生じているため、経営の安定に支障が生じておりますので、
中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定に基づき認定されるようお願いします。

記

売上高等

$$(B - A) \div B \times 100$$

主たる業種の減少率 %

全体の減少率 %

A：申込時点における最近3か月間の売上高等

主たる業種の売上高等 円

全体の売上高等 円

B：Aの期間に対する前年の最近3か月間の売上高等

主たる業種の売上高等 円

全体の売上高等 円

（注1）本様式は、主たる事業（最近1年間の売上高等が最も大きい事業）が属する業種（主たる業種）が指定業種である場合であって、主たる業種及び申請者全体の売上高等が双方が認定基準を満たす場合に使用する。

（注2） _____には、主たる事業が属する業種（日本標準産業分類の細分類番号と細分類業種名）を記載。

（注3） _____には、「売上高の減少」又は「販売数量の減少」等を入れる。

（留意事項）① 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

② 吹田市長から認定を受けた後、本認定の有効期限内に金融機関又は信用保証協会に対して、保証の申込みを行うことが必要です。

様式第5-(1)-②

中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定申請書（イ-②）（その1）（注1）

吹田市長 宛

令和 年 月 日

事業所 吹田市
所在地 _____法人名
又は屋号 _____

代表者名 _____

私は、 _____（注2）を営んでいるが、下記のとおり、
_____（注3）が生じているため、経営の安定に支障が生じておりますので、
中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定に基づき認定されるようお願いします。

記

売上高等

 $(B-A) \div B \times 100$ 主たる業種の減少率 %全体の減少率 %

A：申込時点における最近3か月間の売上高等

主たる業種の売上高等 円全体の売上高等 円

B：Aの期間に対する前年の最近3か月間の売上高等

主たる業種の売上高等 円全体の売上高等 円

第

号

令和 年 月 日

申請のとおり、相違ないことを認定します。

(注) 本認定書の有効期間：令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

認定者 吹田市長 後藤圭二 印

(注1) 本様式は、主たる事業（最近1年間の売上高等が最も大きい事業）が属する業種（主たる業種）が指定業種である場合であって、主たる業種及び申請者全体の売上高等が双方が認定基準を満たす場合に使用する。

(注2) _____には、主たる事業が属する業種（日本標準産業分類の細分類番号と細分類業種名）を記載。

(注3) _____には、「売上高の減少」又は「販売数量の減少」等を入れる。

(留意事項) ① 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

② 吹田市長から認定を受けた後、本認定の有効期限内に金融機関又は信用保証協会に対して、保証の申込みを行うことが必要です。